

株式交換に関する事後開示事項

平成 28 年 8 月 1 日

(株式交換完全親会社)

東京都港区台場二丁目 3 番 5 号
太平洋セメント株式会社
代表取締役社長 福田 修二

(株式交換完全子会社)

神奈川県川崎市川崎区浅野町 1 番 1 号
株式会社デイ・シイ
代表取締役社長 工藤 秀樹

太平洋セメント株式会社(以下「太平洋セメント」といいます。)と株式会社デイ・シイ(以下「デイ・シイ」といいます。)は、平成 28 年 5 月 12 日付で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、平成 28 年 8 月 1 日を効力発生日として、太平洋セメントを株式交換完全親会社とし、デイ・シイを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日 (会社法施行規則第 190 条第 1 号)

平成 28 年 8 月 1 日

2. デイ・シイにおける会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

デイ・シイの株主から、会社法第 784 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

デイ・シイは、会社法第 785 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、平成 28 年 7 月 7 日付で、デイ・シイの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である太平洋セメントの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。しかし、会社法第 785 条第 1 項による株式の買取請求を行ったデイ・シイの株主は存

在しませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 太平洋セメントにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

太平洋セメントは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

太平洋セメントは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、平成 28 年 5 月 13 日付で、太平洋セメントの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるデイ・シイの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、太平洋セメントは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により太平洋セメントに移転したデイ・シイの株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、太平洋セメントに移転したデイ・シイの株式の数は、普通株式 24,437,962 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した太平洋セメントの株主は 1 名であり、その株式の数は 22,000 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に定める数を下回ります。

(2) デイ・シイは、平成 28 年 6 月 28 日開催の定時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得ました。

(3) 太平洋セメントは、公正取引委員会から、平成 28 年 7 月 15 日付で、本株式交換に係る株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

(4) デイ・シイは、平成 28 年 7 月 27 日開催の取締役会決議に基づき、本株式交換により

太平洋セメントがデイ・シイの発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてデイ・シイが保有する全ての自己株式 531,071 株を消却いたしました。

(5) 太平洋セメントは、本株式交換に際して、普通株式 33,602,197 株を発行し、本株式交換により太平洋セメントがデイ・シイの発行済株式(太平洋セメントが保有するデイ・シイの普通株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時におけるデイ・シイの株主(太平洋セメントを除きます。)に対して、その保有するデイ・シイの普通株式 1 株につき、太平洋セメントの普通株式 1.375 株の割合をもって割当交付いたしました。

(6) 本株式交換により増加した太平洋セメントの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

資本金： 0 円

資本準備金： 会社計算規則第 39 条に定める株主資本等変動額

利益準備金： 0 円

(7) デイ・シイの普通株式は、平成 28 年 7 月 27 日付で、株式会社東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。

以 上